

秩父市プレミアム付商品券事業取扱要領

1. 目的

秩父市では、消費税率10%への引き上げが消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、国の補助を受けプレミアム付商品券を発行する。

2. 商品券の発行について

- (1) 名称 秩父市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）
- (2) 発行者 秩父市
- (3) 事業運営 秩父商工会議所
- (4) 発行総額 2億8,500万円（予定）
- (5) 発売価格 1セット4,000円（額面500円の商品券×10枚）
- (6) 購入対象 ①2019年度住民税非課税者
※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者を除く。
②3歳未満の子が属する世帯の世帯主
- (7) 販売限度 一人5セットまで
- (8) 販売期間 2019年10月1日～2020年3月31日
- (9) 販売場所 市内5か所（じばさんセンター、道の駅ちちぶ、道の駅龍勢会館、道の駅大滝温泉、道の駅あらかわ）
- (10) 利用期間 2019年10月1日～2020年3月31日

3. 取扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能である。
- (2) 商品券を現金化することはできない。
- (3) 利用額が商品券額面に満たない場合、釣銭は出ない。
- (4) 商品券の紛失及び盗難に対し、発行者はその責を負わない。

4. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの。
- (2) 不動産等の購入
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係るもの。
- (4) 公共料金等公共性の高いもの
- (5) 事業活動に関わる仕入れや経費等の支払
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (8) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (9) 現金との換金・電子マネーチャージ・金融機関への預入

5. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることがわかるよう、利用者がわかりやすい場所にポスター等を掲示すること。
- (2) 商品券が使用できないもの（除外品目）がある場合は、その内容をわかりやすく表示すること。
- (3) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認すること。偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに秩父商工会議所まで報告すること。
- (4) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。

6. 取扱店の参加資格

- (1) 秩父市内に店舗を有する事業者で、秩父市商工業振興基本条例を遵守するものとする。なお、金融業、風俗業のほか、公序良俗に反する営業を行なっている事業者は除く。
- (2) 申請者またはその法人の役員が、暴力団・暴力団関係者等の反社会的勢力でないこと。また、取扱店の経営に実質的に関与するなど密接な関係を有していないこと。

(3) 秩父商工会議所、荒川商工会、西秩父商工会のいずれかに未加入の場合は、営業活動を証明できる書類（履歴事項全部証明書・申告書・許認可証など）を提出すること。また、現地確認をおこなう場合がある。

7. 換金について

- (1) 換金場所 秩父商工会議所（秩父市宮側町1-7）
- (2) 換金日時 現在調整中
- (3) 支払い方法 口座振込を予定（詳細は調整中）

(1) 換金方法

取扱店は、商品券換金依頼書と使用済券を換金事務局（秩父商工会議所）に提出すること。換金事務局は商品券換金依頼書と使用済券を確認の上、後日振込にて支払を行う。

(2) 換金期間

2019年10月から2020年4月の指定日

上記期間を過ぎての換金には一切応じられない。この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

(3) 換金手数料 なし

8. 取扱店の取消等

この「取扱要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合がある。また、違反により損害金が発生した際は損害金を請求する。

9. 申請手続について

(1) 申請方法

この「取扱要領」に同意のうえ、「取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、秩父商工会議所へ郵送又は直接提出すること。

「取扱店登録申請書兼誓約書」は秩父商工会議所のホームページからダウンロードできるほか、同所窓口でも配布を行う。（秩父商工会議所 HP: <http://www.chichibu-cci.or.jp/>）

(2) 申請書の提出先 秩父商工会議所 〒368-0046 秩父市宮側町1-7

TEL: 0494-22-4411 FAX: 0494-24-8956

- (3) 受付期間 第1次募集 2019年6月7日（金）から6月14日（金）まで
- 第2次募集 2019年6月17日（月）から7月31日（水）まで
- 9:00～17:00（土日祝日を除く）

※第1次募集までに受付した店舗は、商品券購入対象者宛に発送される商品券取扱店一覧に掲載する。以後は秩父商工会議所ホームページ等で案内を行うものとする。

(4) 申請後の審査・承認

申請を希望する事業者は、秩父商工会議所の審査を経て取扱店として承認を受けるものとする。承認した場合には、後日「取扱店証明書」を発行する。

10. その他

- (1) 秩父市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を作成し申請を行う。
- (2) 複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできない。個別の店舗ごとに申請を行う。
- (3) 取扱店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、「商品券の使えるお店(一覧表)」として、秩父商工会議所のホームページやチラシにより広報を行う。
- (4) 取扱店一覧に変更があった場合は、秩父商工会議所のホームページで周知を行うものとする。

問い合わせ

購入対象者、購入方法について	秩父市（商工課）	TEL: 0494-22-2816（プレミアム付商品券専用）
商品券取扱店募集について	秩父商工会議所	TEL: 0494-22-4411

秩父市プレミアム付商品券 取扱店登録申請書

秩父商工会議所 御中

2019年 月 日

秩父市プレミアム付商品券事業取扱要領を確認のうえ、誓約事項を遵守し取扱店登録を申請いたします。

事業所名	(フリガナ)	業種 ：いずれかに ○をつけて下さい ・小売業 ・飲食業 ・サービス業 ・その他 ()
代表者名	(フリガナ) 印	
所在地	〒 — TEL FAX	
担当者名	(役職)	
営業内容 取扱商品	具体的にご記入ください。	

取扱店一覧（チラシ等）掲載名（上記と異なる場合は記入してください）	
取扱店舗名	
店舗所在地	〒 — TEL

**加入団体に
○をつけて下さい**

1. 秩父商工会議所
2. 荒川商工会
3. 西秩父商工会
4. 未加入（注1）

（注1）未加入の場合は、営業活動を証明できる書類（履歴事項全部証明書・申告書・許認可証など）を提出して下さい。

入金用口座 通帳のコピーを 添付してください （注2）	金融機関	銀行	支店	[普通 ・ 当座]
		口座番号		
	フリガナ			
	口座名義			

（注2）口座名義人のカタカナ表記（フリガナ）ほか、口座欄に記載した内容の確認できるもの。

（※）複数店舗がある場合は、店舗毎にお申込みください。

ご記入いただいた情報は、当該事業の事務連絡、運営管理としてのみ使用します。

誓 約 事 項

当事業所は上記取扱店としての申請にあたり、上記記載内容及び下記について、相違ないことを誓約いたします。

取扱要領を厳守して履行すること、反社会的勢力でないこと、万一不正行為等を行った場合は、一切の「秩父市プレミアム付商品券」の換金の中止、プレミアム相当額の返還請求ならびに、秩父商工会議所で審議し決定した処置について、一切の異議は申しません。

.....以下、秩父商工会議所使用欄（記入しないでください）.....

受付日		No,
-----	--	-----

備考